

学校いじめ防止基本方針

&

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織



2024年4月改訂

北海道名寄産業高等学校

学校いじめ防止基本方針

北海道名寄産業高等学校

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）

■ 「学校いじめ防止基本方針」

（第13条）学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

■ 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

（第22条）学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く者とする。

「北海道いじめ防止基本方針」の改定（令和5年3月）

北海道教育委員会 令和5年3月31日 教生学1397号

北海道及び北海道教育委員会では、道の基本方針を改定。

道のいじめ問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、基本方針を改定した。それに伴い、本校においても学校いじめ防止基本方針改訂を実施した。

（1）学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

ア 学校及び学校の教職員の責務

（ア）学校の責務

- ① 学校は、日頃から教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- ② 学校は、生徒の実態やいじめが発生する背景等を分析し、その結果をもとに、全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- ③ 学校は、生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- ④ 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、生徒に心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- ⑤ 学校は、情報化社会で適正な活動を行うためのもとなる考え方と態度を育

成する情報モラル教育推進する。

- ⑥ 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめの関連を常に考慮して、積極的にいじめを認知する。
- ⑦ 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる生徒に対しては事情を確認した上で、保護者と情報を共有して指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒へ謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- ⑧ 学校は、保護者、地域住民、その他関係者といじめの問題について認識を共有して、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

(イ) 教職員の責務

- ① 教職員は、生徒理解を深め、生徒及び保護者等との信頼関係の構築に努め、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、見過ごしたり軽視したりしないよう努める。
- ② 教職員は、いじめを発見し、または相談を受けた場合は、「学校いじめ対策委員会」に報告し、事実関係を確認の上、被害生徒を徹底的に守るよう組織的な対応を実施する。
- ③ 教職員は、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することを慎む。

イ 保護者の責務【条例第7条】

家庭は、生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、生徒の教育に関し、第一義的な責任を有しています。

- ① 保護者は、その保護する生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むとともに、自らが範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナーを身に付けさせるよう努める。
- ② 保護者は、いじめの問題への対応に当たり、いじめを受けた又はいじめを行った生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により問題の解決に努める。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条）

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

*ポイント1：「いじめられた」とする生徒の気持ちを重視する。

*ポイント2：「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

*ポイント3：「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど。

＊ポイント4：「けんか」や「ふざけ合い」などに潜む、表に現れにくい心理的な被害も見逃さない。

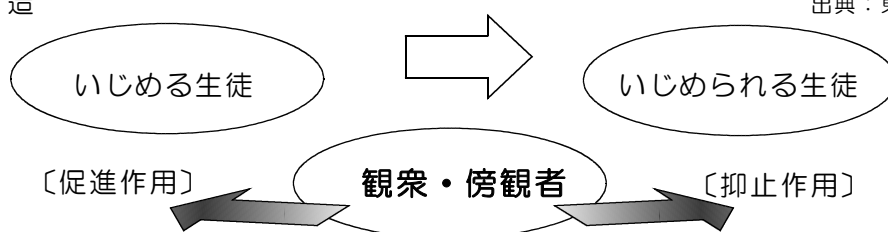
＊ポイント5：排他的感情や自己中心的感情を抱く生徒の心理状況を分析した指導。

(2) いじめに対する基本的な考え方（認識）

- ・「いじめ」は、「人権に関わる重大な問題」、「卑怯な行為」
- ・「いじめ」は、「どんな理由があろうとも許されるものは一切ない」
- ・「いじめ」は、「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」。
- ・「いじめ」の「未然防止・早期発見・初期対応」に努める。

(3) いじめの構造と動機

① 構造



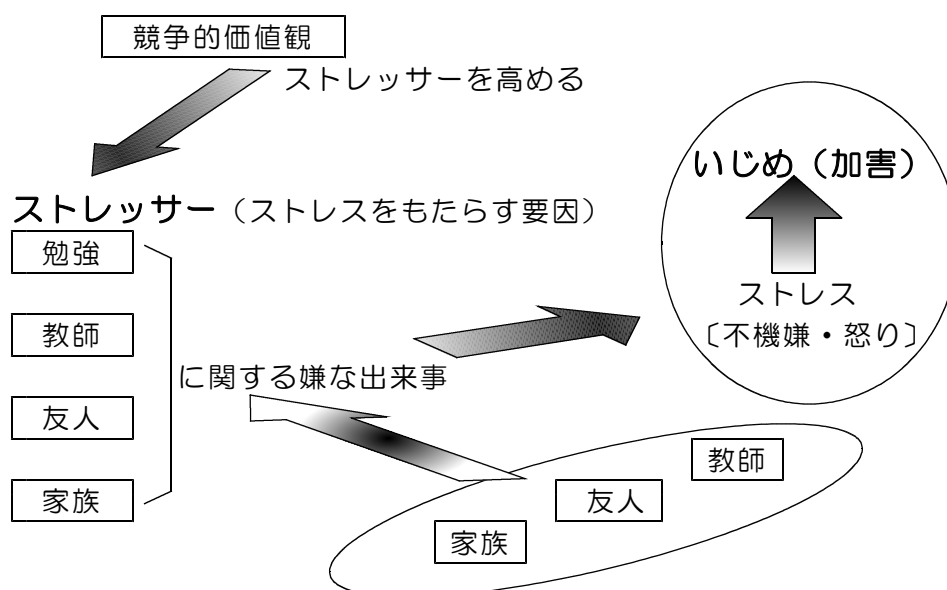
② 動機

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろな事を晴らしたい）

参考例：いじめの背景にあるストレス等の要因

出典：国立教育政策研究所

いじめ加害に向かわせる要因の関係モデル



ストレッサーの緩和
〔社会的支援・良好な人間関係〕

(4) いじめの態様

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り など

(5) いじめの「解消」の判断

いじめが「解消している」状態とは、次の二つの要件が満たされている状態を指す

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・ 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続している。

この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

- ・ いじめ被害の重大性等から必要な場合にはさらに長期の期間を設定する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。
- ・ 苦痛を感じていないことを被害生徒本人及びその保護者等に面談等で確認する。

3 いじめ防止の指導体制（組織的対応）

(1) 組織体制について

いじめ防止における措置を実効的に行うため、教頭、生徒指導部長、教務部長、養護教諭、スクールカウンセラーなどによる「いじめ対策委員会」を設置し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証を行う。

(2) 日常の指導体制（未然防止・早期発見）・・・・・・・・別紙1

(3) 重大事態・緊急事態の組織対応（いじめを認知した場合の対応）・・・・・・・・別紙2

4 いじめの予防

(1) 学業指導の充実

- ・ 規範意識や帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ ホームルーム活動を通じた望ましい人間関係づくり
- ・ ボランティア活動

(3) 教育相談の充実

- ・ 定期面談（4月、10月）、随時面談

(4) 人権教育の充実

- ・ 教科指導を通じた人権意識の啓発
- ・ 講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・ 科目「農業情報処理」「工業情報数理」「生活産業情報」におけるモラル教育

(6) 保護者等・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・授業公開、行事公開、HPでの教育活動の公開
- (7) 居場所づくり、絆づくり
- ・授業や行事におけるどの生徒も成就感を味わえる場面づくり
 - ・主体的に取り組む協同的な活動を通して自己有用感を感じる集団づくり
- (8) 教職員の資質能力の向上
- ・「いじめ対応ガイドブック・支援ツール『コンパス』」を活用した研修の実施
 - ・いじめの理解や「学校いじめ防止基本方針」の理解に関する研修等の実施

5 いじめの早期発見

(1) いじめ発見

いじめ行為を直接発見した場合はその行為をその場で止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。

(2) 「いじめられている生徒」と「いじている生徒」のサインの察知・・・別紙3、4

(3) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置、生徒や保護者等への周知

(4) 定期的調査の実施

- ・「いじめ」アンケート（6月、10月）

(5) 情報共有、対応策の策定

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握、指導
- ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① 「いじめられている生徒」への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・安全・安心を確保する | ・心のケアを図る |
| ・今後の対策について、ともに考える | ・活動の場等を設定し、認め、励ます |
| ・暖かい人間関係をつくる | ・継続的な指導を約束する |

② 「いじている生徒」への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ・いじめの事実を確認する | ・いじめの背景や要因の理解に努める |
| ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる | ・今後の生き方を考えさせる |
| ・必要がある場合は懲戒を加える | |

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったり

する集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者等への対応

① 「いじめられている生徒」の保護者等に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・じっくりと話を聞く
- ・継続的な指導を約束する
- ・苦痛に対して、本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

② 「いじめている生徒」の保護者等に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性があるとの認識を共有する
- ・生徒や保護者等の心情に配慮する
- ・行動が変わるためには保護者等の協力が必要であることを理解してもらう

③ 保護者等同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・慎重さも大切だが、時間をおかない
- ・相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導や保護者等への対応についての助言
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われることがある
- ・犯罪等の違法行為がある場合がある

③ 福祉関係機関との連携

- ・家庭での養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活や環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめ

- ・文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- ・特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める。
- ・掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する。

※ 犯罪行為

(2) ネットいじめの予防

① 保護者等への啓発

- ・フィルタリングの推進
- ・保護者等の見守り

② 情報教育の充実

- ・科目「農業情報処理」「工業情報数理」「生活産業情報」におけるモラル教育の充実

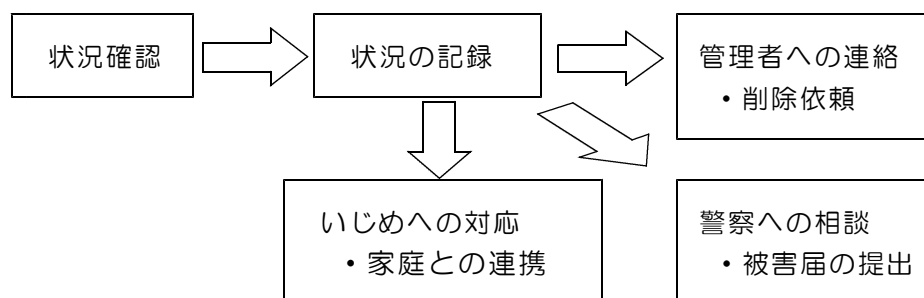
③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態・緊急事態の発生

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている。

- ・生徒が自殺を図る場合
- ・精神性の疾患を発症する場合
- ・身体に重大な障害を負う場合
- ・高額の商品を奪い取られる場合

※ 犯罪行為

② 生徒が長期間にわたり学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続しないが断続的に欠席を繰り返す場合

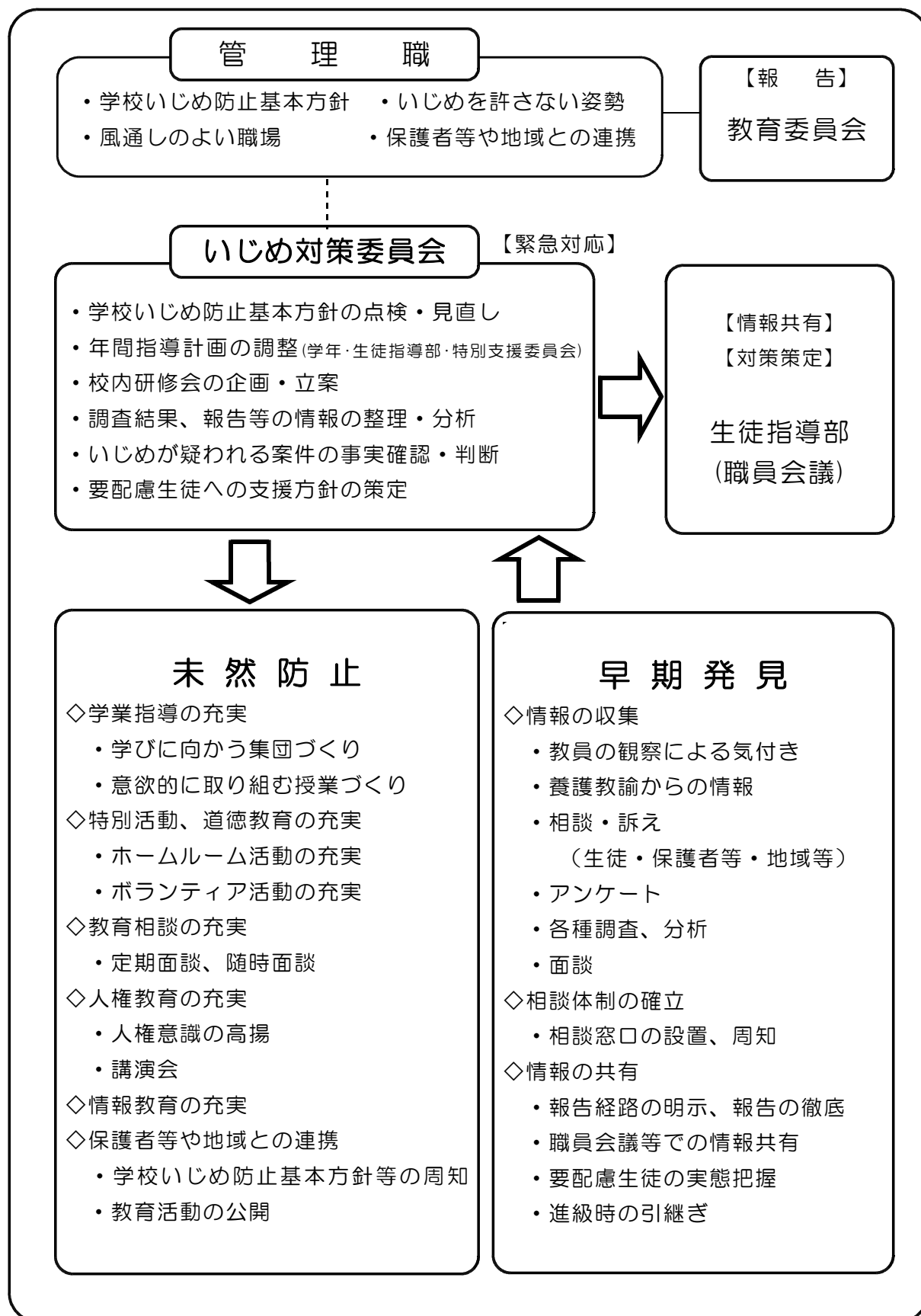
(2) 重大事態時の報告・調査協力

① 道教委への報告

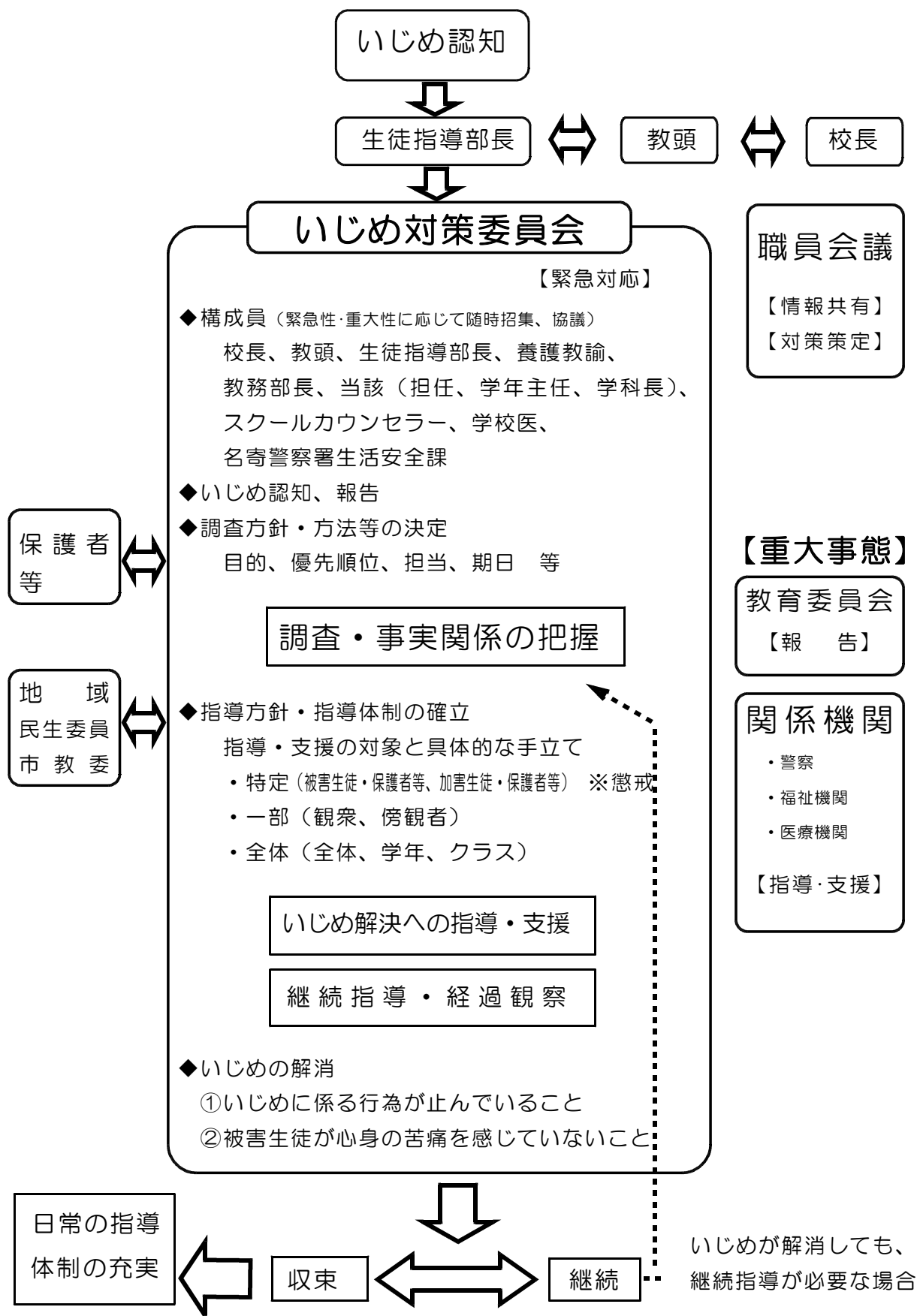
② 道教委設置の緊急調査組織の協力依頼

③ 管内支援チーム・関係機関への支援要請

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



重大事態・緊急事態時の組織対応



1 「いじめられている生徒」のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない。 ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている。 ☐ 体調不良を訴える。 ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる。 ☐ 教材等の忘れ物が目立つ。 ☐ 机周りが散乱している。 ☐ 決められた座席と異なる席に着いている。 ☐ 教科書・ノートに汚れがある。 ☐ 突然個人名が出される。
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる。 ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない。 ☐ 用のない場所にいることが多い。 ☐ ふざけ合っているが表情がさえない。 ☐ 衣服が汚れていたりしている。 ☐ 一人で清掃している。
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 「いじめている生徒」のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
☐ 嫌なあだ名が聞こえる。 ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い。
☐ 壁等にいたずら、落書きがある。 ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

サ イ ン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる。 ☐ 友人やクラスの不平等・不満を口にすることが多くなる。 ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ☐ 不審な電話やメールがある。 ☐ 遊ぶ友達が急に変わる。 ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出ない。
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える。 ☐ 食欲不振・不眠を訴える。
☐ 学習時間が減る。 ☐ 成績が下がる。
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ☐ 自転車がよくパンクする。 ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる。 ☐ 大きな額の金銭を欲しがる。